

2026年4月版

＜2026年7月試験から適用＞

# 損害保険募集人一般試験 教育テキスト

## 傷害疾病保険単位

## はじめに

一般社団法人 日本損害保険協会では、損害保険募集人（以下「保険募集人」）の皆さんが、損害保険の募集にあたり、保険募集に関する基本ルールや、保険商品に関する重要事項等をお客様に正確に説明するための知識を修得されているかを確認するため、業界共通の「損害保険募集人一般試験」（以下「損保一般試験」）を実施しています。

損保一般試験は、「基礎単位」と3つの「商品単位」（「自動車保険単位」「火災保険単位」および「傷害疾病保険単位」）の合計4単位で構成されており、このうち「基礎単位」は、損害保険の基礎や募集コンプライアンスなど損害保険の募集のための基礎的な知識の修得を目的とし、「商品単位」は商品知識等の修得を目的としています。

また、損保一般試験の「基礎単位」の合格を代理店登録・募集人届出の要件としていますので、「基礎単位」に合格しないと保険募集ができません。さらに、「商品単位」の合格をそれぞれの保険商品を募集するための要件としていますので、合格していない単位の商品の保険を募集することができません。したがって、原則としてすべての保険募集人が「基礎単位」およびご自分が募集するすべての「商品単位」に合格する必要があります。

### デジタルテキスト 001

本テキストは、損保一般試験の単位構成に合わせて4分冊としていますので、保険募集人の皆さんは「基礎単位」およびご自分の募集する保険商品に応じて必要な「商品単位」を学習してください。

#### ⚠️ ご注意

- 本テキストは、2025（令和7）年11月1日現在で公表されている法律、規定等の内容に基づいて編集されています。
- 「損害保険募集人一般試験（傷害疾病保険単位）」は、本テキストの記載内容から出題されます。ただし、本テキスト中の  **参考** は、同試験の出題の対象とはなりません。
- 保険商品に関する記載は、主として損害保険料率算出機構が作成した標準約款等に基づき編集されています。保険商品の内容は、保険会社ごとに異なりますので、詳細については、各社の保険約款・契約規定等を確認してください。

一般社団法人 日本損害保険協会  
募集・教育企画部

### デジタルテキスト 002

#### ●デジタルテキストとの関連について

テキスト内の **デジタルテキスト 000** はデジタルテキストにおけるページ番号です。

また、本文中の（P.000参照）は、 **デジタルテキスト 000** のページ番号で表記しています。

## 学習にあたって

○本テキストでは、第三分野の保険の募集にあたり、顧客の意向把握・意向確認や商品説明・重要事項説明等を適正に行うために必要となる基礎的な商品知識等について学習します。

○具体的な編立ておよび概要は、次のとおりです。学習にあたって指針にしてください。

### 第1編 商品の仕組み

### 第2編 契約条件の確認

### 第3編 契約引受け・ 契約管理

### 第4編 周辺知識

## 第1編 商品の仕組み

### 【構成・概要】

- ①ケガ・病気に関するリスクへの備えとして第三分野の保険の機能・役割について学習します。
- ②傷害保険・医療保険、所得補償保険、海外旅行保険等の補償内容等について学習します。

デジタルテキスト 003

## 第2編 契約条件の確認

### 【構成・概要】

- ①第三分野の保険の被保険者について学習します。
- ②第三分野の保険の保険金額等について学習します。

## 第3編 契約引受け・契約管理

### 【構成・概要】

- ①第三分野の保険の引受けについて、意向把握・意向確認、重要事項説明など引受手順に沿って、基本的な考え方を学習します。
- ②第三分野の保険の契約管理、満期管理等について、基本的な考え方を学習します。
- ③第三分野の保険の事故対応および苦情対応、事故の防止と軽減について、基本的な考え方を学習します。

## 第4編 周辺知識

### 【構成・概要】

- ①公的医療保険と公的介護保険について学習します。
- ②公的年金保険（国民年金・厚生年金）について学習します。
- ③労働保険（労災保険・雇用保険）について学習します。

デジタルテキスト 004

- 各保険会社では、それぞれの特色を生かした保険商品を取り扱っていますが、損保一般試験は、所属保険会社にかかわらず保険募集人として必要な知識を修得することを目的としています。したがって、本テキストでは、保険会社が取り扱っている家計分野における主要な商品の一般的な内容について記載しています。
- 実際の保険募集にあたっては、本テキストの内容に加え、各保険会社において個社商品についての教育を受けることになります。保険商品の内容等は保険会社ごとに異なりますので、詳細は所属保険会社の取扱いを確認してください。
- 本テキストにおける統計等の数値については、四捨五入して掲載している箇所もあるため、合計値は必ずしも一致しません。

|                         |            |
|-------------------------|------------|
| <b>第1編 商品の仕組み</b>       | <b>006</b> |
| <b>第1章 リスクと保険</b>       | <b>007</b> |
| 1. わたしたちを取り巻くリスクと保険     | <b>008</b> |
| 2. 保険約款の読み方             | <b>021</b> |
| <b>第2章 第三分野の保険の補償内容</b> | <b>026</b> |
| 1. 傷害・疾病に関するリスク         | <b>027</b> |
| 2. 傷害・疾病が家計に及ぼすリスク      | <b>050</b> |
| 3. 旅行に関するリスク            | <b>054</b> |

|                              |            |
|------------------------------|------------|
| <b>第2編 契約条件の確認</b>           | <b>065</b> |
| <b>第1章 第三分野の保険の契約条件・保険料率</b> | <b>066</b> |
| 1. 第三分野の保険の引受け               | 067        |
| 2. 第三分野の保険の保険料率              | 071        |
| <b>第2章 被保険者</b>              | <b>074</b> |
| 1. 傷害保険                      | 075        |
| 2. 医療保険                      | 080        |
| 3. 所得補償保険                    | 083        |
| 4. 国内旅行傷害保険                  | 086        |
| 5. 海外旅行保険                    | 088        |
| <b>第3章 保険金額の設定</b>           | <b>090</b> |
| 1. 傷害保険                      | 091        |
| 2. 医療保険                      | 094        |
| 3. 所得補償保険                    | 096        |
| 4. 国内旅行傷害保険                  | 098        |
| 5. 海外旅行保険                    | 100        |
| <b>第4章 保険期間・保険料払込方法</b>      | <b>103</b> |
| 1. 傷害保険の保険期間                 | 104        |
| 2. 旅行保険の保険期間                 | 106        |
| 3. 医療保険等の保険期間等               | 110        |
| 4. 保険料の払込方法                  | 116        |

|                                   |            |
|-----------------------------------|------------|
| <b>第3編 契約引受け・契約管理</b>             | <b>122</b> |
| <b>第1章 第三分野の保険の引受け</b>            | <b>123</b> |
| 1. 引受手順の概要                        | 124        |
| 2. 意向把握・意向確認と情報提供                 | 130        |
| 3. 保険引受け（アンダーライティング）              | 146        |
| <b>第2章 保険契約の管理</b>                | <b>162</b> |
| 1. 保険契約の契約内容変更（異動）・解約             | 163        |
| 2. 満期管理                           | 171        |
| <b>第3章 第三分野の保険の事故対応</b>           | <b>173</b> |
| 1. 基本的な姿勢と流れ（事故対応フロー）             | 174        |
| 2. 第三分野の保険の事故対応                   | 177        |
| <b>第4章 第三分野の保険の苦情対応</b>           | <b>184</b> |
| 1. 基本的な姿勢と流れ（苦情対応フロー）             | 185        |
| 2. 傷害保険・医療保険の苦情事例                 | 189        |
| <b>第5章 事故（病気）の防止・軽減（ケガ・病気の予防）</b> | <b>193</b> |
| 1. 日常のケガに関する予防対策                  | 194        |
| 2. 生活習慣病に関する予防対策                  | 198        |
| 3. 海外旅行に関するリスクへの対策                | 202        |

|                            |            |
|----------------------------|------------|
| <b>第4編 周辺知識</b>            | <b>203</b> |
| <b>第1章 社会保険</b>            | <b>204</b> |
| 1. 社会保険の特徴                 | 205        |
| 2. 損害保険商品とのかかわり            | 206        |
| <b>第2章 公的医療保険</b>          | <b>207</b> |
| 1. 公的医療保険の概要               | 208        |
| 2. 健康保険                    | 210        |
| 3. 国民健康保険                  | 218        |
| <b>第3章 公的介護保険</b>          | <b>222</b> |
| 1. 公的介護保険の概要               | 223        |
| 2. 保険給付                    | 228        |
| <b>第4章 公的年金保険</b>          | <b>231</b> |
| 1. 公的年金保険の概要               | 232        |
| 2. 国民年金                    | 237        |
| 3. 厚生年金保険                  | 239        |
| <b>第5章 労働保険（労災保険・雇用保険）</b> | <b>241</b> |
| 1. 労働者災害補償保険               | 242        |
| 2. 雇用保険                    | 247        |

# 1

第1編

## 商品の仕組み

### 学習の内容

第1章 リスクと保険

第2章 第三分野の保険の補償内容

#### ●デジタルテキストとの関連について

テキスト内の **デジタルテキスト 000** はデジタルテキストにおけるページ番号です。

また、本文中の（P.000参照）は、**デジタルテキスト 000** のページ番号で表記しています。

## 第1章 リスクと保険

デジタルテキスト 007

## 1-1 わたしたちを取り巻くリスクと保険

第1節の  
学習時間およそ  
20分

## (1) ケガ・病気に関するリスク

## ① ケガ・病気に関するリスク

わたしたちには、ケガや病気によって死亡したり、後遺障害を被ったり、治療を要したりするリスクなどの、いわゆる「人的リスク」があります。

ケガや病気による医療費の支出のほか、治療の長期化などにより介護が必要となるというリスクもあります。

死亡の原因は次のとおり悪性新生物（いわゆるがん）や心疾患、脳血管疾患が全体の44.4%を占めています。また、不慮の事故による死亡は全体の2.8%ですが、その内訳は次のとおりです。



デジタルテキスト 008

【死因順位別死亡者数・構成割合】（令和6年）

| 死因               | 死亡数（人）    | 死亡総数に占める割合（％） |
|------------------|-----------|---------------|
| 全死因              | 1,605,378 | 100.0         |
| (1) 悪性新生物＜腫瘍＞    | 384,111   | 23.9          |
| (2) 心疾患（高血圧性を除く） | 226,388   | 14.1          |
| (3) 老衰           | 206,887   | 12.9          |
| (4) 脳血管疾患        | 102,821   | 6.4           |
| (5) 肺炎           | 80,176    | 5.0           |
| (6) 誤嚥性肺炎        | 63,667    | 4.0           |
| (7) 不慮の事故        | 45,743    | 2.8           |
| (8) 新型コロナウイルス感染症 | 35,865    | 2.2           |
| (9) 腎不全          | 29,665    | 1.8           |
| (10)アルツハイマー病     | 25,595    | 1.6           |
| (11)その他          | 404,460   | 25.3          |

（厚生労働省「令和6年（2024） 人口動態統計（確定数）の概況」を基に作成）

【不慮の事故死 死因別死亡者数・構成割合】（令和6年）

| 死因                         | 死亡数（人） | 不慮の事故死総数に占める割合（％） |
|----------------------------|--------|-------------------|
| 不慮の事故死総数                   | 45,743 | 100.0             |
| (1) 転倒・転落・墜落               | 11,935 | 26.1              |
| (2) 不慮の溺死及び溺水              | 9,905  | 21.7              |
| (3) 不慮の窒息                  | 8,186  | 17.9              |
| (4) 交通事故                   | 3,511  | 7.7               |
| (5) 煙、火及び火災への曝露            | 982    | 2.1               |
| (6) 有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露 | 543    | 1.2               |
| (7) その他の不慮の事故              | 10,681 | 23.4              |

（厚生労働省「令和6年（2024） 人口動態統計（確定数）の概況」を基に作成）

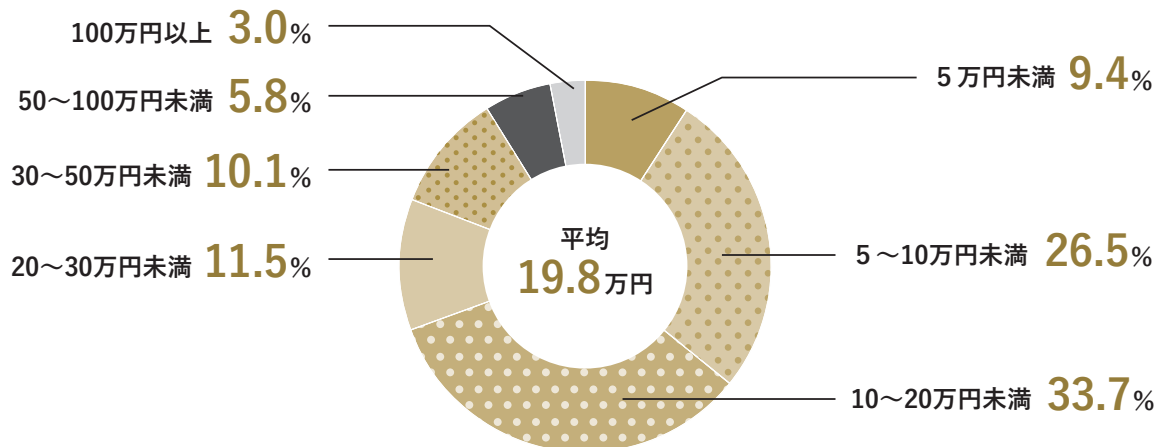
## ② ケガ・病気が家計に及ぼすリスク

ケガや病気により、治療を要したり後遺障害を被ったりした場合、就業が不能になり収入が減少するというリスクがあります。

さらに、万が一、家計を支える世帯主が病気や不慮の事故で死亡した場合、残された家族の生活費、子どもの教育費、住宅ローン、葬儀費用など、多くの資金が必要となります。

### 【直近の入院時の自己負担費用】

〔集計ベース：過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人（高額療養費制度を利用した人＋利用しなかった人〈適用外含む〉）〕 **▲注**



（出典：生命保険文化センター「2022（令和4）年度 生活保障に関する調査」）

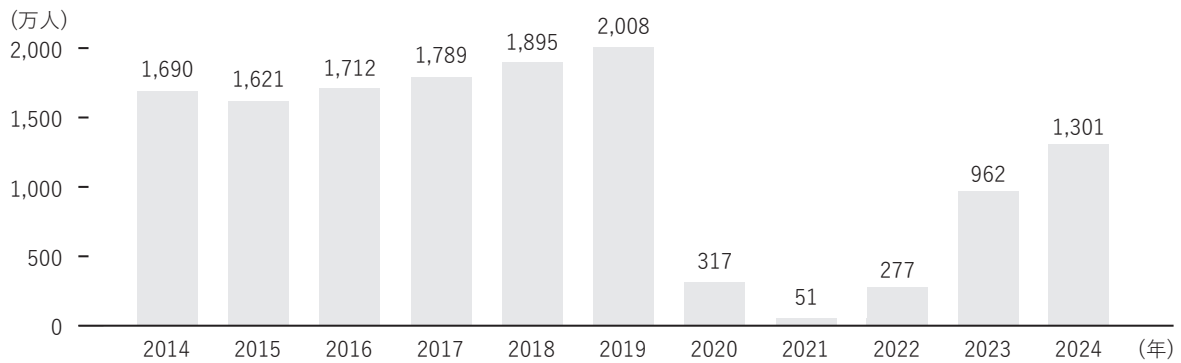
**▲注** 治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費（見舞いに来る家族の交通費も含む）や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。

### ③ 旅行に関するリスク

新型コロナウイルスの影響により、2020年以降、日本人海外旅行者数は激減しましたが、それ以前は、年ごとに増減しながらも年間1,600～2,000万人前後で推移していました。

海外旅行先では、慣れない環境で体調を崩したり、思わぬ事故や犯罪に巻き込まれたりすることがあります。特に入院した場合などは、海外の医療事情により、日本では考えられないような高額な医療費となることがあります。

#### 【出国日本人数の推移（過去11年間）】



（法務省「出入国管理統計統計表」を基に作成）



参考

## リスクマネジメント

## ① リスクマネジメントの基本

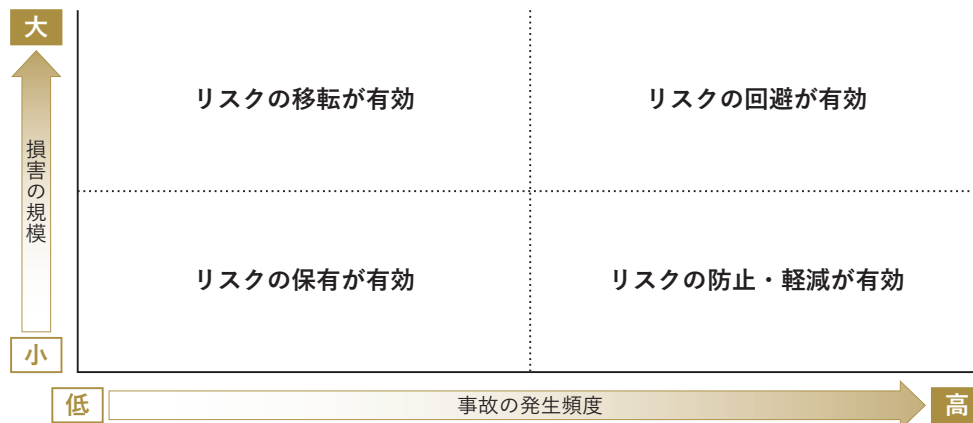
日常生活や企業活動で発生する様々なリスクに合理的・効率的に対応するため、リスクマネジメントの手法を用いてリスク対策を講じておくことが大切ですが、保険加入による備えのみならず、事故発生防止など予防対策も併せて講じる必要があること（リスク・コントロール）、保険はリスクマネジメントの資金対策（リスク・ファイナンス）のひとつの手法であり、貯蓄による備えなどとのバランスが重要であることを理解する必要があります。

## ② リスクマップの活用

リスクマップは、横軸を「事故の発生頻度（高低）」、縦軸を事故が発生した場合に想定される「損害の規模（大小）」として、リスクの評価（事故の発生頻度と損害の規模との関係）を4つに分類したものです。

一般的には、4つに分類された様々なリスクについて、事故の発生頻度が高く、損害の規模が大きいリスクに対しては「リスクの回避」、事故の発生頻度が低く、損害の規模が大きいリスクに対しては「リスクの移転」、事故の発生頻度が高く、損害の規模が小さいリスクに対しては「リスクの防止・軽減」、事故の発生頻度が低く、損害の規模が小さいリスクに対しては、「リスクの保有」を選択することが、有効な方法といわれています。

【リスクマップ】（例）



## (2) からだに関する保険

### ① 傷害保険等の必要性

ケガや病気により死亡した場合、遺族の生活に経済的困難をきたすことが少なくありません。たとえ死亡に至らなくとも、収入の減少をきたし、治療費などの支出を余儀なくされます。

また、将来にわたって後遺障害を負って生きることは、本人はもとより家族にとっても経済的負担は大きく、特に後遺障害を被った者が生計維持者である場合には、より一層困難をきたします。

#### a. 傷害保険・医療保険の必要性

傷害保険は、人が急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、死亡したり、後遺障害が生じたり医師の治療（入院・手術、通院）を要したりした場合に、遺族の生活保障および被保険者の収入の減少と不時の支出等を補う機能を持っています。このため、傷害保険によって、健康保険などの社会保険による給付では賄えない部分を補うことができます。

また、傷害と疾病を補償する保険として医療保険があります。

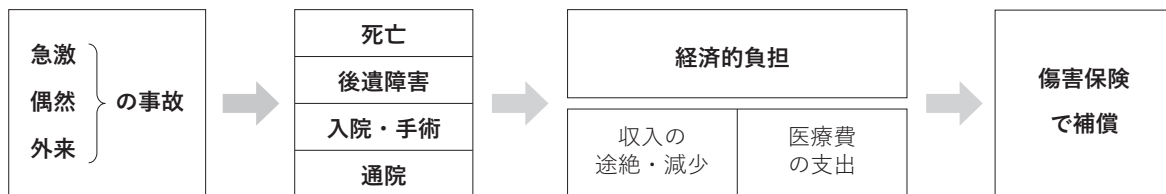
医療保険は、傷害や疾病で入院したときの経済的負担を軽減する保険です。健康保険（公的医療保険）に加入していれば、治療費の自己負担割合は最高3割ですが、傷病によっては健康保険の対象とならないものもあります。

具体的には、先進医療や差額ベッド代などは健康保険の対象とならず、特に先進医療は100万円を超える高額な費用となることがあります。医療保険により、このような健康保険では賄えない部分を補うことができます。



参考

#### 傷害事故と傷害保険の関係



## b. 所得補償保険の必要性

所得補償保険は、傷害や疾病で就業不能となった場合に、被保険者が被る損失（得られなくなった所得）を補償する保険です。

傷害や疾病により働くことができなくなった場合、治療費などの支出もさることながら、その間に得られる予定であった収入の減少は、日常生活に深刻な影響をもたらします。

このような収入の減少については、社会保険でも一定の給付がされますが、さらに、所得補償保険で補完することができます。

## c. 海外旅行保険の必要性

海外旅行保険は、旅行行程中に被った傷害、疾病、損害賠償責任、旅行携行品、救援者費用などの損害を幅広く補償する保険です。海外での事故や病気を補償する海外旅行保険は、海外旅行者にとって必要不可欠であるといえます。 **▲注**

**▲注** 多くの保険会社が、海外の主要都市に日本語によるサポートデスクを置いています。

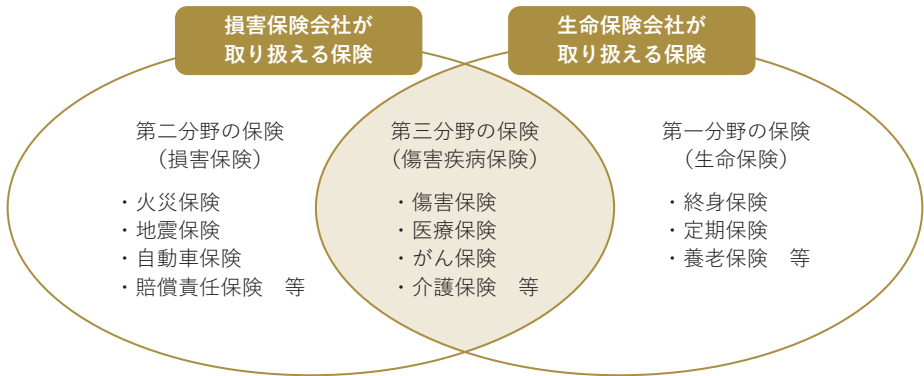


② 第三分野の保険

保険業法では、保険を「第一分野の保険（生命保険）」「第二分野の保険（損害保険）」「第三分野の保険（傷害疾病保険）」の3つに大別しています。

傷害保険や医療保険、所得補償保険、海外旅行保険等のからだに関する保険は、第三分野の保険となります。

注



人を取り巻くリスクは多種多様ですが、主なリスクとそれに対応する保険については、次のとおり整理することができます。

| リスク                        | 民間保険                                 | 社会保険                                            |
|----------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 病気、ケガ等による治療、認知症・寝たきりによる介護等 | ・ 傷害保険<br>・ 医療保険<br>・ がん保険<br>・ 介護保険 | ・ 健康保険<br>・ 国民健康保険<br>・ 後期高齢者医療制度<br>・ 公的介護保険 等 |
| 病気・ケガ等による就業不能              | ・ 所得補償保険<br>・ 就業不能保険<br>・ 労働災害総合保険   | ・ 労働者災害補償保険（政府労災保険）<br>・ 雇用保険 等                 |
| 旅行中の病気・ケガ等                 | ・ 国内旅行傷害保険<br>・ 海外旅行保険               | ・ 健康保険<br>・ 国民健康保険 等                            |

注 第一分野の保険は生命保険会社が、第二分野の保険は損害保険会社が取り扱うことができます。また、第三分野の保険は、第一分野および第二分野の保険と異なり、損害保険会社および生命保険会社のいずれでも取り扱うことができます。

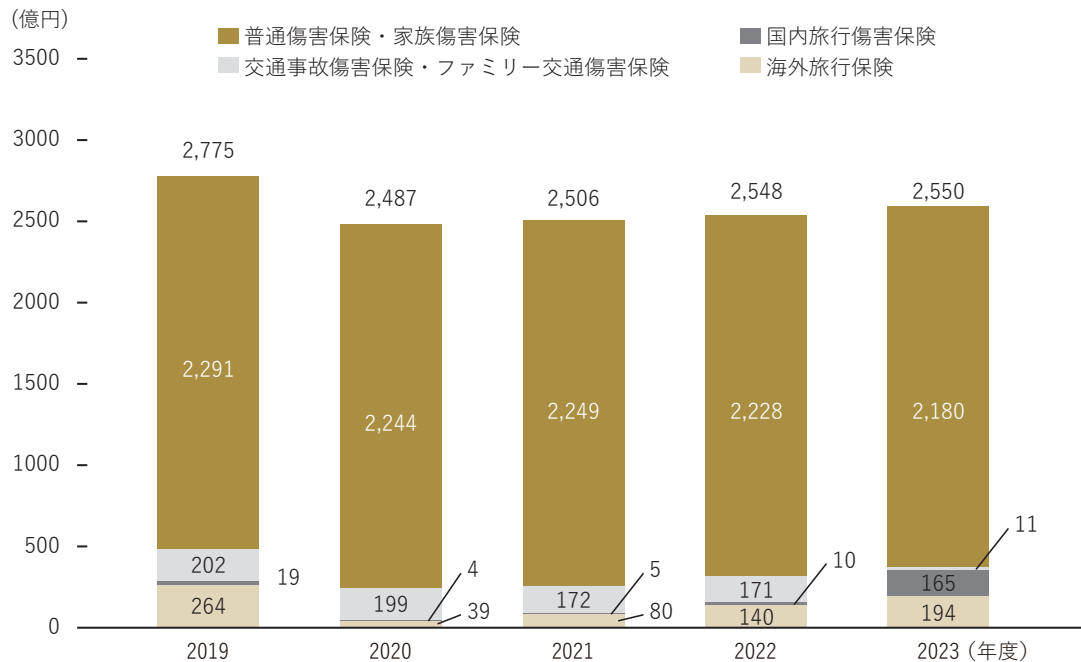
## ③ 傷害保険・海外旅行保険等の概況

## a. 保険料（収入）の状況

普通傷害保険・家族傷害保険および交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険では、新型コロナウイルスの感染拡大がみられた2020年度から2022年度において、保険料の大きな変動はありませんでした。

一方、国内旅行傷害保険および海外旅行保険の保険料では、2020年度および2021年度は新型コロナウイルスによる影響を受けて旅行者数が大きく減少したことにより、保険料も大きく減少しましたが、2022年度から旅行者数が増加し、2023年度の保険料は2019年度の約7割まで回復しました。

## 【保険料の推移】



(出典：損害保険料率算出機構「2024年度 傷害保険の概況」)

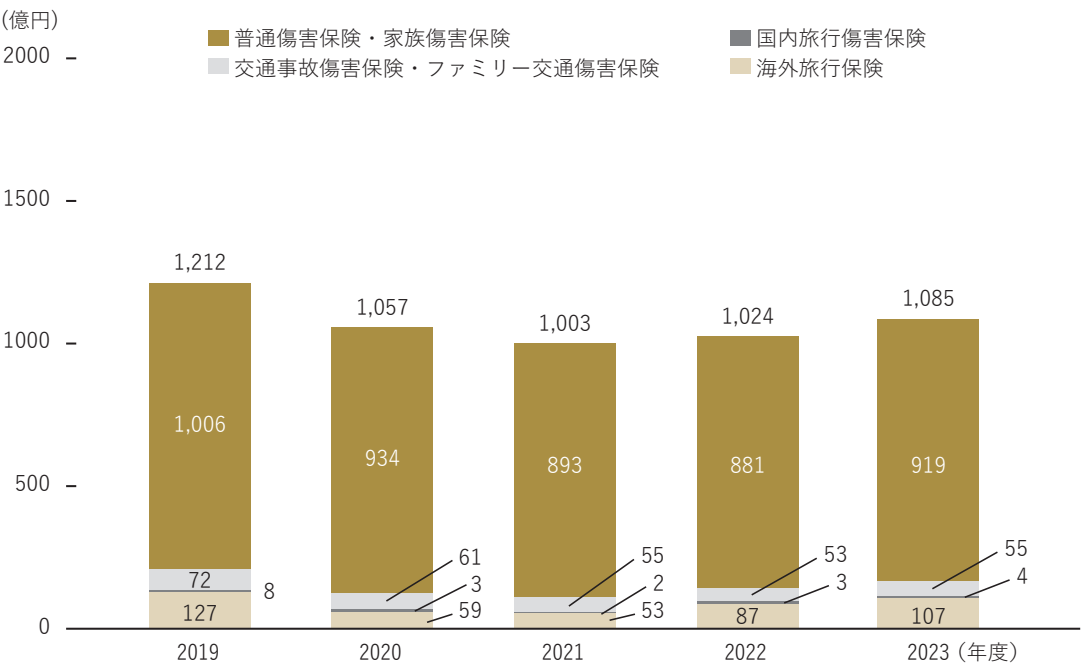
b. 保険金支払いの状況

傷害保険の保険金は、近年減少傾向にありましたが、2022年に増加に転じました。

普通傷害保険・家族傷害保険については、2020年度および2021年度は新型コロナウイルスの影響によりやや大きめに減少しましたが、2022年度以降はその減少傾向に歯止めがかかり、保険金が増加に転じています。

国内旅行傷害保険および海外旅行保険についても、2020年度および2021年度は旅行者数が大きく減少したことによって保険金も大きく減少しましたが、2022年度以降は旅行者数が回復し、保険金が増加に転じました。

【保険金の推移】



(出典：損害保険料率算出機構「2024年度 傷害保険の概況」)

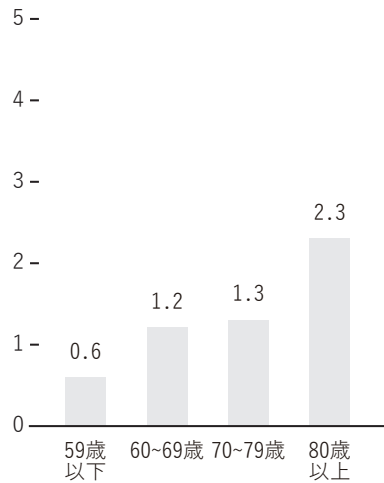
## < 補償対象者および被害者の高齢化 >

一般に傷害を被るリスク（傷害リスク）は、加齢とともに高まる傾向がみられます。また、高齢化の進展により、傷害保険の補償対象者および被害者 **⚠注** も高齢化が進んでいます。

### 【年代別の傷害リスクの違い（補償内容別）】

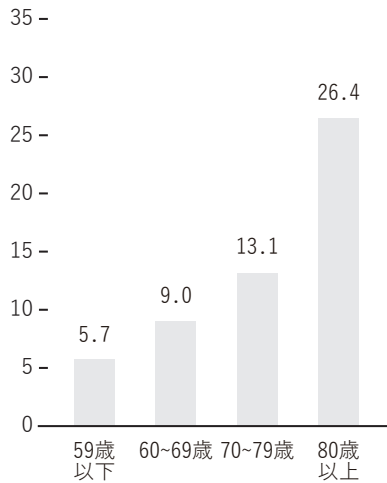
#### ●死亡・後遺障害

(対千人)



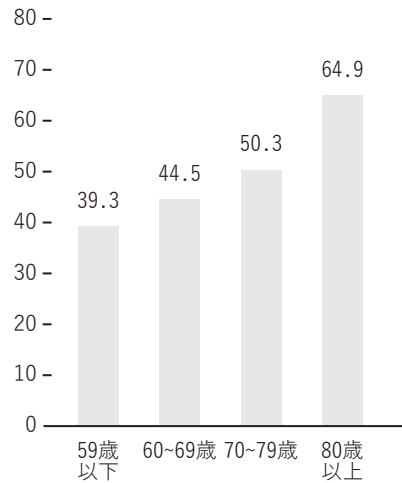
#### ●入院

(対千人)



#### ●通院

(対千人)

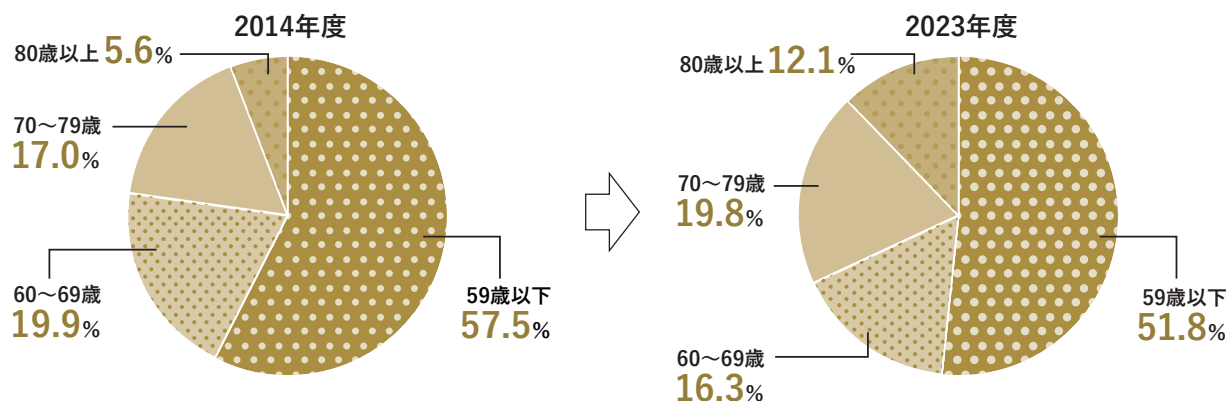


※補償対象者1,000人に対する被害者数の比較（2019～2023年度の累計値、補償対象者「本人」について集計）。

（出典：損害保険料率算出機構「2024年度 傷害保険の概況」）

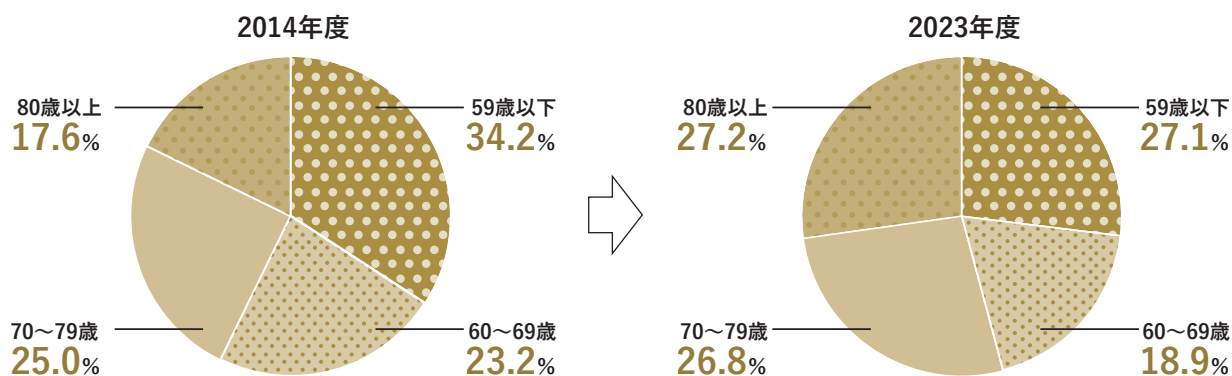
**⚠注** ここでいう被害者とは、補償対象者のうち、傷害を被り保険金支払いを受けた者をいいます。

## 【年代別 補償対象者の構成割合（死亡・後遺障害）】



※補償対象者「本人」について集計した数値です。

## 【年代別 被害者の構成割合（死亡・後遺障害）】



※被害者「本人」について集計した数値です。

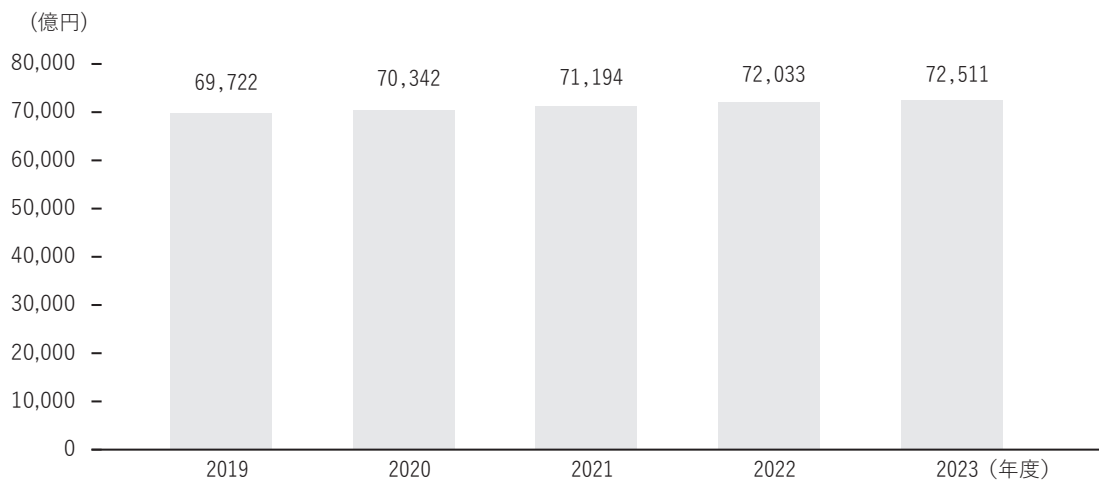
（出典：損害保険料率算出機構「2024年度 傷害保険の概況」）

#### ④ 医療保険の概況

##### a. 保険料（収入）の状況

医療保険等の保険料は、全体で見ると増加傾向にあります。

この医療保険等には、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付、介護給付等）、保険料払込免除給付（障害を事由とするものを除き、特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含みます）等に該当する部分の年換算保険料 **▲注** が含まれます。



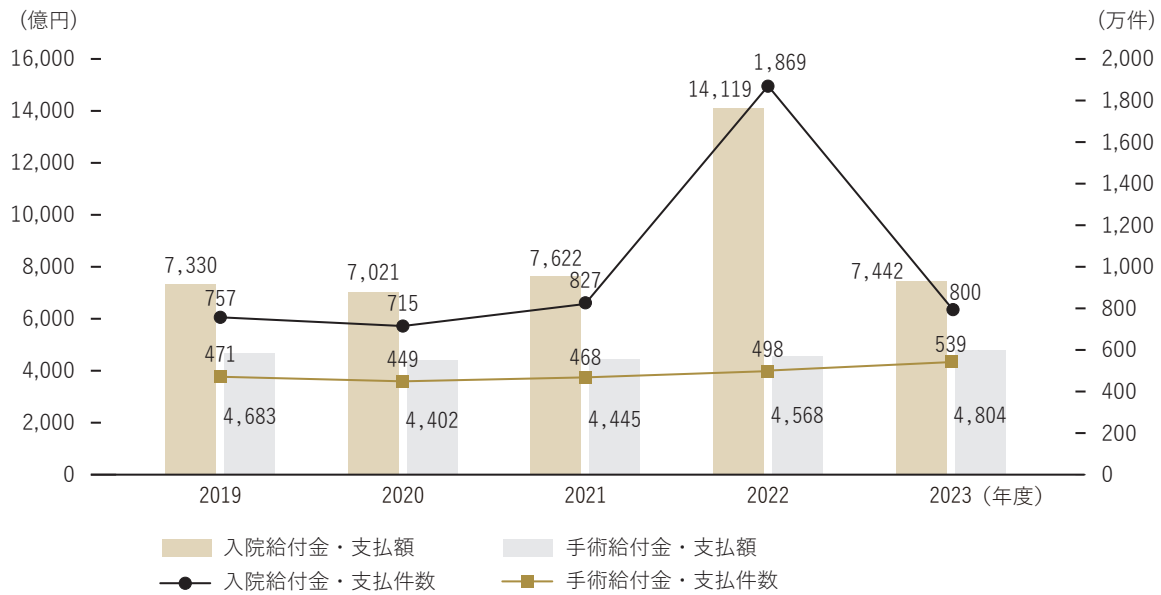
（生命保険協会「2024年版 生命保険の動向」を基に作成）

**▲注** 年換算保険料とは、月払、年払、一時払などといった保険料払込方法の違いを調整し、契約期間中に保険契約者が平均して保険料を支払うと仮定した場合に、保険会社が1年間に得る保険料収入のことです。

## b. 保険金支払いの状況

2023年度の入院給付金は件数・支払額ともに前年と比べて減少しましたが、手術給付金は件数・支払額ともに増加しました。

### 【入院・手術給付金の支払件数・支払額の推移】



(出典：生命保険協会「2024年版 生命保険の動向」)

## 1-2 保険約款の読み方

第2節の  
学習時間およそ  
4分

保険商品を正しく理解するためには、補償内容や契約条件などのルールがどこに規定されているかを正しく理解する必要があります。特に、保険契約そのものである保険約款については、保険募集人として、その読み方を身につけることが重要となります。

本節では、からだに関する保険の代表例である傷害保険の保険約款等の読み方について説明します。 **▲注**

**▲注** 保険商品の内容は保険会社ごとに異なります。詳細については、各社の保険約款・契約規定等を確認してください。



## デジタルテキスト 021

## (1) 全体の構成

傷害保険の補償内容は、「保険約款」に規定されています。また、契約条件や保険料率の決め方は、「契約規定・特約規定」や「料率規定」に規定されています。

| 構 成                   | 概 要                                                        |
|-----------------------|------------------------------------------------------------|
| a. 保険約款<br>(a) 普通保険約款 | 保険契約の内容としてあらかじめ定められた条項の集まりです。補償内容とその他の事項について標準的な内容を定めています。 |
| (b) 特約                | 普通保険約款に定められた内容を、変更・追加・削除するものです。                            |
| b. 契約規定・特約規定          | 契約の引受単位、保険料の計算方法や保険料払込方法、保険金額や保険期間の設定等について定めています。          |
| c. 料率規定               | 保険料率そのものと、その適用上のルールを定めています。                                |



参考

## 保険約款の認可・届出

普通保険約款等の基礎書類は、保険会社が金融庁に認可申請・届出を行い、金融庁の認可を受けたものでなければなりません。金融庁は、認可申請を受けた基礎書類について、所定の審査基準に基づいて審査し、認可の可否を判断します。

なお、損害保険料率算出機構では、「標準約款」を作成しています。同機構では、傷害保険の参考純率を算出していますが、その算出にあたり、あらかじめ契約内容や補償内容を決めておく必要があるため、算出の前提となる補償内容などを別途定めています。これを保険約款という形で示したものが「標準約款」です。

## デジタルテキスト 022

## (2) 保険約款の構成

傷害保険の保険約款には、基本となる補償内容や契約の手続きに関することを定めた「普通保険約款」と、普通保険約款の内容を変更・追加・削除する「特約」があります。



デジタルテキスト 023

### ① 普通保険約款の構成

傷害保険の普通保険約款は、保険金を支払う場合・支払わない場合などについて定めた「補償条項」と、保険責任の始期・終期、告知義務・通知義務、無効、失効、解除などについて定めた「基本条項」から成っています。

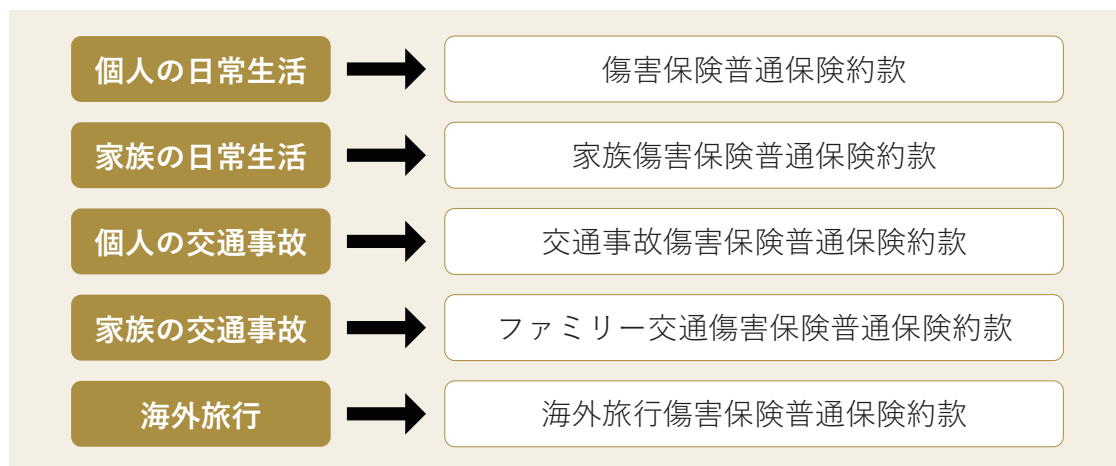


デジタルテキスト 024

## ② 普通保険約款の種類

傷害保険では、被保険者の範囲や補償の対象とする事故などにより、適用される保険約款が異なります。例えば、標準約款では、個人の日常生活の傷害には「傷害保険普通保険約款」、家族の日常生活の傷害には「家族傷害保険普通保険約款」、個人の交通事故には「交通事故傷害保険普通保険約款」、家族の交通事故には「ファミリー交通傷害保険普通保険約款」、海外旅行中の傷害・疾病には「海外旅行傷害保険普通保険約款」が適用されることになります。

### 例



### ▲ 注

▲ 注 国内旅行傷害保険は、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約を付帯（セット）するのが一般的です。

第2章 第三分野の保険の補償内容

デジタルテキスト 026

からだに関する保険には、傷害・疾病に備える保険、傷害・疾病が家計に及ぼすリスクに備える保険、旅行に関するリスクに備える保険など、リスクに応じて様々な保険があります。

本章では、傷害に備える保険の代表例である「傷害保険」、傷害のほか疾病に備える保険の代表例である「医療保険」、傷害や疾病で就業不能となった場合に被る損失を補償する「所得補償保険」、および旅行に関するリスクに備える保険の代表例である「国内旅行傷害保険」や「海外旅行保険」等の第三分野の保険の一般的な補償内容について説明します。 

 保険商品の内容は保険会社ごとに異なります。詳細については、各社の保険約款・契約規定等を確認してください。

1 2 -1 傷害・疾病に関するリスク

第1節の  
学習時間



およそ  
38分

(1) 傷害保険

普通傷害保険は、傷害保険のうち最も基本的な保険であり、家庭内、職場内、通勤途上、旅行中など、日常生活におけるほとんどの場面での「急激かつ偶然な外来の事故」による傷害が国内、国外を問わず補償されます。

なお、傷害保険には、普通傷害保険のほかに、被保険者の範囲を家族に広げた家族傷害保険、補償範囲を交通リスク等に限定した交通事故傷害保険、その家族型のファミリー交通傷害保険などがあります。

| 被保険者の範囲<br>補償の内容 | 本人                                                                                                     | 家族                                                                                           |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日常生活上の傷害         | 普通傷害保険                                                                                                 | 家族傷害保険                                                                                       |
| 主に交通事故による傷害      | 交通事故傷害保険                                                                                               | ファミリー交通傷害保険                                                                                  |
| 旅行中の傷害           | 国内旅行傷害保険<br>海外旅行保険  | 海外旅行保険  |

 海外旅行保険は、傷害だけでなく疾病も補償の対象となります。



デジタルテキスト 027

## ① 保険金が支払われる場合

被保険者が日本国内または国外において「急激かつ偶然な外来の事故」（以下「事故」といいます）によって、その身体 **▲注1** に被った傷害に対して保険金が支払われます。

この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状 **▲注2** が含まれます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含まれません。

### 【傷害保険における保険事故】



**▲注1** 義歯、義肢、義足等は、身体の一部とはみなされないので、それらが損傷を被っても傷害とはなりません。

**▲注2** 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

**▲注3** 身体傷害の例として、切り傷・すり傷・打撲・ヤケド、骨折、関節捻挫・筋違い・脱臼、内臓の出血、溺死・煙による窒息死、微傷に起因する創傷感染症（破傷風等）、動物や植物などの自然毒による食中毒などが挙げられます。

## a. 急激かつ偶然な外来の事故

傷害保険の支払要件となる「急激かつ偶然な外来の事故」とは、次のとおりです。

### 急激性とは？ 「突発的に発生すること」

事故から傷害の発生までの過程が直接的で、時間的な間隔がないことを指します。

例えば、“靴ズレ”や“しもやけ”も確かに傷害ですが、身体への持続的・継続的作用によって生じるものであり、突発的なものとはいえないため、急激な事故によるものとはなりません。

### 偶然性とは？ 「予知できない出来事」

①“原因が偶然”（階段で足を踏みはずす等）

②“結果が偶然”（走ってアキレス腱を断裂する等）

③“原因と結果がともに偶然”（道路で転んだところを走ってきた車にひかれる等）

のいずれかのことを指します。

例えば、足の骨折治療中にボールを蹴って悪化させた場合など、十分に結果を予測することができた傷害は、偶然な事故によるものとはなりません。

### 外来性とは？ 「身体の外からの作用」

傷害の原因自体が身体の外からの作用によることを指します。

傷害自体が身体の外側に現れる必要はありませんが、例えば、脳疾患で卒倒して骨折したときなど、身体に内在する原因によって生じた傷害は、外来の事故によるものとはなりません。

▲注1

## b. 傷害とは

保険における「傷害」とは、「ケガ」よりもやや広い意味を持ち、被傷部位が身体内部にあってもよく、外部に傷害の痕跡がなくてもよいとされます。したがって、切り傷やすり傷などばかりでなく、骨折、内部諸器官の出血、煙による窒息死なども「急激かつ偶然な外来の事故」によるものであれば「傷害」とされます。▲注2

▲注1 「急激」「偶然」または「外来」のいずれかの条件を欠く傷害の例として、一般に日やけ、熱中症、各種職業病、車酔いなどが挙げられます。なお、熱中症については、補償の対象とする商品もあります。

▲注2 傷害事故の直接の結果として発生した「疾病」も「傷害」の延長と考えられます。例えば、胸部を強打して胸膜炎（疾病）になった場合も、「傷害」として補償の対象となります。

## ② 保険金が支払われない主な場合

次のような事由によって生じた傷害に対しては、保険金は支払われません。これを「免責事由」といいます。

### a. 故意または重大な過失・法令違反などによる免責

故意または重大な過失や法令違反などにより生じた傷害を補償の対象とすることは、公序良俗に反することから、次のような事由による傷害は免責となります。

- (a) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (b) (a)に規定する者以外の保険金を受け取るべき者 **▲注1** の故意または重大な過失
- (c) 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為（ケンカ）
- (d) 被保険者が無資格運転 **▲注2** または道路交通法に定める酒気を帯びている状態、もしくは麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車（以下「自動車等」といいます）を運転中に生じた事故

### b. 異常危険による免責

次のような異常危険に基づく事故による傷害に対しては、保険金は支払われません。

- (a) 戦争、内乱、暴動等
- (b) 地震、噴火またはこれらによる津波 **▲注3**
- (c) 核燃料物質等の放射性・爆発性等による事故

### c. 疾病等や医学的他覚所見のないもの

- (a) 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- (b) 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- (c) 外科的手術その他の医療処置（この保険で保険金を支払うべき傷害の治療のための医療処置を除きます）
- (d) 被保険者がむちうち症や腰痛その他の症状を訴えている場合で、それを裏付ける医学的他覚所見 **▲注4** のないもの

**▲注1** その者が死亡保険金の一部の受取人である場合に保険金が支払われないのは、その者が受け取るべき金額に限ります。

**▲注2** 無資格運転とは、無免許運転、免許取消・一時停止・仮停止処分中の運転、当該免許によって運転できる自動車の種類に違反して運転すること等をいいます。

**▲注3** 地震、噴火またはこれらによる津波による傷害を補償の対象とする特約もあります。

**▲注4** 医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

## d. 危険度の高い事由による免責

被保険者が、山岳登はんや自動車競技等の危険な運動など、次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、通常とは危険度が大きく異なることから、保険金は支払われません。

### (a) 被保険者が危険な運動等を行っている間に生じた事故

山岳登はん **▲注1**、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 **▲注2** 操縦 **▲注3**、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 **▲注4** 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動 **▲注5**

### (b) 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間に生じた事故

- ア. 乗用具 **▲注6** を用いて競技等 **▲注7** をしている間（下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金が支払われます）
- イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間（下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金が支払われます）
- ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

**▲注1** ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5 m以下であるボルダリングを除きます。

**▲注2** グライダーおよび飛行船を除きます。

**▲注3** 職務として操縦する場合を除きます。

**▲注4** モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます）を除きます。

**▲注5** 山岳登はん等の危険な運動による傷害を補償の対象とする特約もあります。

**▲注6** 乗用具とは、自動車、モーターボート（水上オートバイを含みます）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。

**▲注7** 競技等とは、競技、競争、興行（そのための練習を含みます）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦）をいいます。

## 【保険金が支払われる場合・支払われない場合（例）】

| 保険金が支払われる場合                                                                                                                                                                                                                                                       | 保険金が支払われない場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○スキー場やスケート場で転倒し、骨折した。</li> <li>○料理中にヤケドをした。</li> <li>○海水浴中に高波にのまれ、溺死した。</li> <li>○通勤の途中で自動車にはねられ、負傷した。</li> <li>○台風による荒天の中で自宅の屋根を修理中に転落し、打撲した。</li> <li>○火災の際に煙にまかれ、窒息死した。</li> <li>○自転車で転倒したときのキズが原因で破傷風にかかった。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●旅行先で食べた料理が原因で細菌性食中毒を起こした。</li> <li>●酒を飲んで（道路交通法に定める酒気を帯びている状態で）自動車を運転し、事故を起こして負傷した。</li> <li>●旅行先で急病（虫垂炎など）にかかり入院した。</li> <li>●新しい靴でハイキングに行き、ひどい靴ズレを起こした。</li> <li>●マラソン中に心臓発作を起こし、入院した。</li> <li>●自殺を図り、命はとりとめたが重傷を負った。</li> <li>●雪道を長時間歩いたため、ひどいしもやけにかかった。</li> </ul> |

## 【家族型の傷害保険における免責の適用】

家族型の傷害保険は被保険者が複数となりますが、そのうち1人の被保険者の免責事由に該当する行為により、他の被保険者が事故に遭った場合は、被保険者のうちの行為者本人のみが免責となり、行為者以外の被保険者は免責なりません。

## 例

AさんとBさんは同じ家族傷害保険の被保険者です。Aさんが運転免許の更新を忘れて無資格運転中に事故を起こし、Aさんと同乗者のBさんの2人とも傷害を負いました。この場合、Aさんに対しては、保険金は支払われませんが、Bさんに対しては、保険金は支払われます。

## デジタルテキスト 032

## ③ 保険金の種類（支払われる保険金）

傷害保険で支払われる保険金には、「死亡保険金」「後遺障害保険金」「入院保険金」「手術保険金」および「通院保険金」があります。

## a. 死亡保険金

被保険者が傷害を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額が死亡保険金として死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）に支払われます。

なお、同一事故における傷害について、入院保険金または通院保険金は重ねて支払われますが、同一契約において後遺障害保険金が支払われている場合には、既に支払われた後遺障害保険金の額を控除した残額が支払われます。

$$\text{死亡保険金} = \text{死亡・後遺障害保険金額} - (\text{既に支払われた後遺障害保険金})$$

## デジタルテキスト 033

## b. 後遺障害保険金

被保険者が傷害を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、その障害の程度に応じて後遺障害保険金が支払われます。

$$\text{後遺障害保険金} = \text{死亡} \cdot \text{後遺障害保険金額} \times \text{障害の程度に応じた割合}$$

### ▲注1

なお、既に後遺障害があり同一部位について後遺障害の程度を加重した場合、または同一契約において既に後遺障害保険金が支払われている等の場合は、所定の方法により算出した保険金が支払われますが、支払われる保険金の合計額は、保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

### (a) 後遺障害

後遺障害とは、治療 ▲注2 の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったもの、または身体の一部の欠損のことをいいます。

### (b) 180日を超えてなお治療を要する状態にある場合の取扱い

事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度が認定され、bのとおり算出した額が後遺障害保険金として支払われます。

### 【家族型の傷害保険の責任限度額】

死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、次の①または②に掲げる額が限度となります。

- ① 本人および配偶者については、それぞれの保険金額
- ② ①以外の被保険者については、被保険者ごとに、その保険金額

▲注1 政府労災保険に準拠した後遺障害等級表（第14級：4%～第1級：100%）に基づき、後遺障害保険金の支払割合を定めています。

▲注2 治療とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。



交通事故により  
後遺障害が残った場合

### c. 入院保険金

被保険者が傷害を被り、その直接の結果として入院した場合に、事故の発生の日からその日を含めて一定期間内（180日以内など）の入院に対して、入院日数1日につき、入院保険金日額が入院保険金として支払われます。

$$\text{入院保険金} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数（180日限度など）}$$

▲注

入院とは、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

▲注 入院日数に応じた支払いではなく、傷害の部位・症状に応じて保険金を支払う部位・症状別保険金支払特約もあります（P.039参照）。

デジタルテキスト 035

### d. 手術保険金

被保険者が事故の発生の日からその日を含めて一定期間内（180日以内など）に病院または診療所において、傷害の治療を直接の目的として所定の手術を受けた場合に、手術保険金が支払われます。手術保険金の額は、入院中に受けた手術の場合と、それ以外の手術の場合で異なります。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限られます。

- ・入院中に受けた手術の場合  $\text{手術保険金} = \text{入院保険金日額} \times \text{所定の倍率（10倍など）}$
- ・上記以外の手術の場合  $\text{手術保険金} = \text{入院保険金日額} \times \text{所定の倍率（5倍など）}$

#### (a) 手術

手術とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列举されている診療行為（創傷処理、皮膚切開術等を除きます）、または先進医療に該当する診療行為をいいます。

▲注1

#### (b) 先進医療

先進医療とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます ▲注2。ただし、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り ▲注3。

▲注1 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列举されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列举されている診療行為を含みます。

▲注2 先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り  
ます。

▲注3 診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

デジタルテキスト 036

## e. 通院保険金

被保険者が傷害を被り、その直接の結果として通院した場合に、事故の発生の日からその日を含めて一定期間内（180日以内など）の通院に対して、通院日数1日につき、通院保険金日額が通院保険金として支払われます。

**通院保険金 = 通院保険金日額 × 通院日数（90日限度、30日限度など）**

### ▲注

通院とは、病院または診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます（治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領のためのものは含みません）。

ただし、通院しない場合でも、約款所定の部位を固定するために、被保険者以外の医師の指示によりギプス等を常時装着し、かつ、固定していることが診断書等から確認できる場合は、その日数について、通院をしたものとみなします。

## f. 他の保険金と重複する場合

同一事故による傷害に対しては、入院保険金、手術保険金または通院保険金が重ねて支払われ、その支払額はそれぞれの規定に従って計算されます。

なお、被保険者が、入院保険金の支払いを受けられる期間中に、同一契約において新たに他の傷害を被ったとしても、入院保険金は重ねては支払われません。また、入院保険金の支払いを受けられる期間中の通院に対しても、重ねては通院保険金は支払われません。

また、被保険者が、通院保険金の支払いを受けられる期間中に、同一契約において新たに他の傷害を被ったとしても、通院保険金は重ねては支払われません。

**▲注** 通院日数に応じた支払いではなく、傷害の部位・症状に応じて保険金を支払う部位・症状別保険金支払特約もあります（P.039参照）。

デジタルテキスト 037

## ④ 保険契約の失効

保険契約締結後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は失効（効力を失う）します。契約が失効した場合は、所定の方法により計算した保険料が返還されます。

ただし、死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料は返還されません。

## ⑤ 傷害保険と他の保険契約等との関係

傷害保険の保険金は、定額給付であることから、健康保険・労働者災害補償保険（政府労災保険）の給付金、生命保険の保険金・給付金、加害者からの賠償金の受領などとは関係なく支払われます。

また、保険金が支払われた場合でも、被保険者またはその相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は保険会社に移転しません。 **▲注**

**▲注** 海外旅行保険の傷害治療費用保険金等では、定額給付ではなく、実損払方式を採用している（P.056参照）ため、損害賠償金があれば控除されます（損害賠償請求権も移転します）。

デジタルテキスト 038

## ⑥ 主な特約

## a. 傷害リスクに関する特約

特約を付帯（セット）することにより、保険金の支払条件を変更したり、補償内容を拡大・縮小したりすることができます。 **▲注**

## 【支払保険金に関するもの】

|                    |                                                                                                                          |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 部位・症状別保険金支払特約      | 被保険者が普通保険約款で保険金を支払う傷害を被り、その直接の結果として、治療を要した場合に、治療日数の合計が5日以上ときは部位・症状別保険金額に支払倍率を乗じた額が、また、治療日数の合計が1日～4日ときは部位・症状別保険金額が支払われます。 |
| 手術保険金の支払条件変更に関する特約 | 被保険者が入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合に、『入院保険金日額×手術の種類に応じたこの特約の別表（記載省略）に掲げる倍率』を乗じた額が手術保険金として支払われます。                      |
| 入院保険金支払限度日数変更特約    | 入院保険金の支払限度日数を変更します。                                                                                                      |
| 通院保険金支払限度日数変更特約    | 通院保険金の支払限度日数を変更します。                                                                                                      |

## 【補償内容の拡大・縮小に関するもの】

|              |                                                                                                                                                                          |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就業中のみの危険補償特約 | 被保険者がその職業または職務に従事している間（通勤途上を含みます）に被った傷害に限り、保険金が支払われます。                                                                                                                   |
| 特定感染症危険補償特約  | 被保険者が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」といいます）に規定する特定の感染症（一類から三類の感染症）にかかった場合に、後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金が支払われます。政令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症について、補償対象としている商品もあります。 |
| 天災危険補償特約     | 被保険者が地震、噴火またはこれらによる津波によって被った傷害に対して保険金が支払われます。                                                                                                                            |

**▲注** 特約の名称、補償範囲、取扱方法等は、保険会社ごとに異なります。

## b. 個人賠償責任特約

日常生活に起因して、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われる特約です。

|                |                                                                                                                                                                                                             |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 被保険者           | (a) 本人<br>(b) 本人の配偶者<br>(c) 本人またはその配偶者の同居の親族<br>(d) 本人またはその配偶者の別居の未婚の子<br>▲注1                                                                                                                               |
| 保険金が支払われる場合    | 被保険者が、被保険者の居住の用に供される住宅の所有、使用、管理または日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の滅失、汚損もしくは損傷について、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。▲注2 ▲注3                                                                                    |
| 保険金が支払われない主な場合 | (a) 保険契約者、被保険者等の故意によって生じた損害<br>(b) 地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害<br>(c) 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任<br>(d) 他人から借りたり預かったりした物に対する損害賠償責任 ▲注4<br>(e) 第三者との約定により加重された損害賠償責任<br>(f) 航空機、船舶、車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 等 |

▲注1 被保険者が責任能力のない未成年者や認知症（P.048（4）①（注2）参照）の高齢者など責任無能力者の場合は、その親権者や法定の監督義務者等も被保険者となる保険商品もあります。

▲注2 「日本国内のみ補償」と「日本国内・国外を問わず補償」とがあります。

▲注3 日本国内で電車等を運行不能にした場合の損害賠償責任を補償の対象とした保険商品もあります。

▲注4 他人からの受託品に対する損害賠償責任を補償の対象とした保険商品もあります。



参考

### 認知症を負った人のリスクに対応した個人賠償責任特約

認知症（P.048（4）①（注2）参照）の親の事故が社会問題となり、監督義務者となる家族の責任が「リスク」として認識されるようになったことから、一部の個人賠償責任特約では、事故を起こした被保険者が重度の認知症などで「責任無能力者」であった場合、監督義務者が別居の親族や別居の既婚の子であっても補償対象になるなど被保険者の範囲を変更（拡大）しています。また、従来「他人にケガをさせたり、他人の物を損壊させたりした場合」が個人賠償責任特約の支払要件となっていたことが、認知症患者が線路内に立ち入って電車を運行不能にさせたなど直接損害以外の損害賠償責任について補償される個人賠償責任特約もあります。

## (2) 医療保険

医療保険は、被保険者が傷害や疾病による入院や手術などをした場合に、保険金が支払われる保険です。

医療保険は、傷害保険と異なり疾病も対象としていますが、基本的には入院することが支払要件となり、死亡保険金がなく、通院保険金も特約により対象となるといった特徴があります。



デジタルテキスト 041

### ① 保険金の種類（支払われる主な保険金）

この保険では、主に次のような保険金が支払われます。

| 保険金の種類    | 概要                                               |
|-----------|--------------------------------------------------|
| 傷害入院保険金   | 急激・偶然・外来の事故による傷害で入院したときに支払われます <b>▲注</b> 。       |
| 疾病入院保険金   | 疾病で入院したときに支払われます <b>▲注</b> 。                     |
| 傷害手術保険金   | 傷害の治療のため、所定の手術をしたときに支払われます。                      |
| 疾病手術保険金   | 疾病の治療のため、所定の手術をしたときに支払われます。                      |
| 傷害通院保険金   | 傷害入院保険金が支払われる場合などで、退院後にその傷害の治療のため、通院したときに支払われます。 |
| 疾病通院保険金   | 疾病入院保険金が支払われる場合などで、退院後にその疾病の治療のため、通院したときに支払われます。 |
| 葬祭費用保険金   | 被保険者が死亡した場合で、その親族が葬儀費用を負担したときに支払われます。            |
| 先進医療費用保険金 | 傷害や疾病の治療のため、先進医療を受けて技術料を負担したときに支払われます。           |

**▲注** 1回の入院と保険期間中の通算入院のいずれも限度日数を設定していることが一般的です。

デジタルテキスト 042

② 保険金が支払われない主な場合

次のような事由によって被った身体障害に対しては、保険金が支払われません。

なお、人間ドックなどの検査入院や美容整形のための入院は、治療を目的とする入院ではないため、保険金支払いの対象となりません。

|                |                                                                                                                        |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 傷害・疾病共通の<br>免責 | a. 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失<br>b. 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為（ケンカ）<br>c. 被保険者がむちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、医学的他覚所見のないもの 等 |
| 傷害固有の免責        | a. 被保険者の無資格運転、酒気を帯びている状態での運転、麻薬等の影響を受けた運転<br>b. 地震、噴火またはこれらによる津波 等                                                     |
| 疾病固有の免責        | a. 先天性障害<br>b. 麻薬等使用、アルコール依存症・薬物依存症<br>c. 妊娠または出産（異常妊娠および異常分娩の場合を除きます） 等                                               |

⚠ 注

⚠ 注 始期前発病・既往症の取扱いについては、P.082参照。

デジタルテキスト 043

(3) がん保険

がん保険は、補償の対象を「がん」に特定した保険で、入院保険金や手術保険金のほか、被保険者が「がん」と診断された場合にも保険金が支払われます。



デジタルテキスト 044

## ① 保険金の種類（支払われる主な保険金）

この保険では、主に次のような保険金が支払われます。

| 保険金の種類  | 概 要                                                                                                             |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| がん診断保険金 | がんと診断確定された際に一時金が支払われます。がんと診断されれば何度でも支払われる商品が多くなっていますが、2回目以降の支払いについては前回より一定期間（例：2年間）経過していることなどの条件を設定している場合もあります。 |
| がん入院保険金 | がんで入院したときに保険金が支払われます（がん保険の入院保険金は、医療保険の疾病入院保険金とは異なり、入院日数に限度が設定されていないことが特徴になっています）。                               |
| がん手術保険金 | がんで手術をした場合、手術の種類に応じて保険金が支払われます。原則何度でも支払われる商品が多くなっていますが、手術の種類によっては支払回数に制限を設定している場合もあります。                         |
| がん通院保険金 | がんで所定の日数以上入院し、退院後に通院した場合に支払われます。<br>なお、入院前の通院についても支払う商品もあります（がん保険の通院保険金は、入院保険金とは異なり、通院日数に限度があります） <b>▲注</b> 。   |

**▲注** 入院を伴わない通院のみの治療でも保険金が支払われる保険商品もあります。

デジタルテキスト 045

## ② 保険金が支払われない主な場合

次のいずれかの事由により「がん」と診断確定された場合、保険金は支払われません。

- a. 保険期間 **▲注1** の開始から保険約款で定められた所定の日数 **▲注2** 以内に「がん」と診断確定された場合
- b. 保険期間 **▲注1** の開始前に「がん」と診断確定されていた場合

**▲注1** 更新契約の場合には最初に締結した保険契約の保険期間となります。

**▲注2** これを一般的に待機期間（無責期間）といいます。



参考

### 上皮内新生物（上皮内がん）

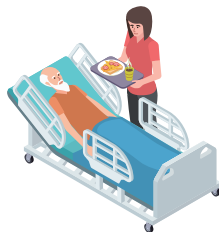
上皮とは、胃や腸などの臓器の粘膜や皮膚をおおっている表面の浅い部分のことで、上皮内新生物（上皮内がん）とは、がん細胞が上皮と呼ばれる場所の内側にとどまっているものを指します。がん保険では、上皮内新生物（上皮内がん）の場合に支払保険金を減額するものや、補償対象外としているものがあります。

デジタルテキスト 046

## (4) 介護保険

介護保険では、被保険者が一定の介護が必要な状態（要介護状態といいます）となり、その要介護状態が「支払対象期間」 **▲注** の開始日からその日を含めて一定期間を超えて継続した場合に保険金が支払われます。

**▲注** 支払対象期間とは、被保険者が要介護状態であることを医師が診断した日から被保険者が要介護状態でなくなった日までの期間をいいます。



デジタルテキスト 047

### ① 保険金の種類（支払われる主な保険金）

この保険では、主に次のような保険金が支払われます。

| 保険金の種類 | 概 要                                                                                                    |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護保険金  | 被保険者が機能障害 <b>▲注1</b> または認知症 <b>▲注2</b> により要介護状態となり、その状態が所定の期間を超えて継続した場合に、毎月一定額が支払われます。                 |
| 介護一時金  | 被保険者が機能障害 <b>▲注1</b> または認知症 <b>▲注2</b> により要介護状態となり、その状態が所定の期間を超えて継続した場合に支払われます。ただし、保険期間を通じて1回が限度となります。 |

**▲注1** 機能障害とは、傷害、疾病その他の事由（認知症を除きます）により、身体機能が一部または全般にわたり低下し、かつ日常の生活に支障が生じることをいいます。

**▲注2** 認知症とは、正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。

デジタルテキスト 048

## ② 保険金が支払われない主な場合

次のような事由によって生じた要介護状態に対しては、保険金が支払われません。

- a. 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- b. 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為（ケンカ）
- c. 戦争、内乱、暴動等
- d. 地震、噴火またはこれらによる津波
- e. 核燃料物質等の放射性・爆発性等による事故
- f. 被保険者がむちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、医学的他覚所見のないもの
- g. 無資格運転、酒気を帯びている状態での運転、麻薬等の影響を受けた運転
- h. 先天性障害
- i. 麻薬等使用、アルコール依存症・薬物依存症

## 1 2 -2 傷害・疾病が家計に及ぼすリスク

第2節の  
学習時間およそ  
6分

## (1) 所得補償保険

所得補償保険は、被保険者が傷害または疾病（以下「身体障害」といいます）で就業不能 **▲注** となった場合、その間に被保険者が被る損失を補償する保険です。

この保険では、国内・国外を問わず、日常生活、業務従事中のいずれの身体障害も補償対象となります。具体的には、業務中の事故のほか、レジャーや海外旅行中の身体障害で働けなくなった場合も、保険金が支払われます。

また、治療のために入院している場合のほか、入院以外で医師の治療を受け、自宅療養中で働けなくなった場合も、保険金が支払われます。

**▲注** 就業不能とは、被保険者が身体障害を被り、次の事由のいずれかにより保険証券記載の業務に全く従事できない状態をいいます。

なお、被保険者が死亡した後または身体障害が治癒した後は、就業不能となりません。

- a. その身体障害の治療のために入院していること
- b. 上記 a 以外で、その身体障害について医師の治療を受けていること



デジタルテキスト 050

### ① 保険金が支払われる場合

被保険者 **▲注1** が、身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業不能となった場合に、被保険者が被る損失（得られなくなった所得） **▲注2** に対して保険金が支払われます。

なお、この保険では、身体障害を被った時 **▲注3** が、初年度契約の場合は保険期間の開始日より前のとき、継続契約の場合は初年度契約の保険期間の開始日より前のときには、保険金は支払われません。

**▲注1** 被保険者となるには、一定の業務を持ち収入を得ていること等が条件となります。

**▲注2** 所得とは、保険証券に記載された業務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいい、就業不能の発生にかかわらず得られる収入（利子所得、配当所得、不動産所得、年金等の雑所得）は除かれます。

**▲注3** 身体障害を被った時とは、次の a または b のいずれかの時をいいます。

- a. 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時
- b. 疾病については、医師の診断による発病の時（ただし、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見された時）

デジタルテキスト 051

## ② 支払われる保険金

就業不能期間 **▲注1** 1 か月につき保険金額が保険金として支払われます。ただし、平均月間所得額 **▲注2** が保険金額より小さい場合は、平均月間所得額が限度となります。

$$\text{支払保険金} = \text{保険金額} \left[ \begin{array}{l} \text{保険金額} > \text{平均月間所得額} \\ \text{の場合は平均月間所得額限度} \end{array} \right] \times \text{就業不能期間（月数）}$$

**▲注3**

**▲注1** 就業不能期間とは、免責期間（注）の終了日の翌日から起算した補償対象期間内において被保険者が就業不能となる日数をいいます。就業不能期間（保険金を支払う期間）が1 か月に満たない場合または就業不能期間に1 か月未満の端日数がある場合は、1 か月を30日として日割計算します。

**▲注2** 平均月間所得額とは、免責期間が始まる直前12か月における被保険者の月間所得の平均額をいいます。

**▲注3** 保険金が日額単位で支払われる商品もあります。

（注）免責期間とは、就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である一定の期間で保険金が支払われない期間をいいます。

デジタルテキスト 052

## ③ 保険金が支払われない主な場合

次のような事由によって被った身体障害による就業不能に対しては、保険金が支払われません。

|                |                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 傷害・疾病共通の<br>免責 | a. 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失<br>b. 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為（ケンカ）<br>c. 被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚醒剤またはシンナー等の使用<br>d. 戦争、内乱、暴動等<br>e. 核燃料物質等の放射性・爆発性等による事故<br>f. 上記 d、e に随伴して生じた事故<br>g. 上記 e 以外の放射線照射または放射能汚染<br>h. 被保険者がむちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても医学的他覚所見のないもの 等 |
| 傷害固有の免責        | a. 被保険者の無資格運転、酒気を帯びている状態での運転、麻薬等の影響を受けた運転<br>b. 地震、噴火またはこれらによる津波<br>c. 上記 b の事由に随伴して生じた事故 等                                                                                                                                                              |
| 疾病固有の免責        | a. 精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存・薬物依存等の精神障害<br>b. 妊娠または出産（異常妊娠および異常分娩の場合を除きます） 等                                                                                                                                                                              |

**▲注**

**▲注** 始期前発病・既往症の取扱いについては、P.085参照。

デジタルテキスト 053

## 1 2 -3 旅行に関するリスク

第3節の  
学習時間およそ  
20分

## (1) 国内旅行傷害保険

国内旅行傷害保険は、被保険者が国内旅行行程中（国内旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中）に被った傷害に対して、「死亡保険金」「後遺障害保険金」「入院保険金」「手術保険金」および「通院保険金」が支払われる保険です。 **▲注**

**▲注** この保険は、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約を付帯（セット）するのが一般的です。



デジタルテキスト 054

### ① 保険金が支払われる場合

普通傷害保険と基本的には同じで、日本国内において旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、保険金を支払います（P.028参照）。

傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます（国内旅行傷害保険では、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒も含みます）。

### ② 保険金が支払われない場合

普通傷害保険と基本的には同じです（P.030参照）。

### ③ 保険金の種類（支払われる保険金）

普通傷害保険と同じです（P.033参照）。

デジタルテキスト 055

## (2) 海外旅行保険

海外旅行保険は、被保険者が海外旅行行程中（海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中）に被った傷害、疾病、賠償責任、旅行携行品の損害を補償するほか、傷害や疾病の治療に要した交通費や通訳雇入費用などの諸費用を補償する保険です。

他の傷害保険と異なる特徴として、疾病による損害も補償されること、傷害治療費用保険金および疾病治療費用保険金において治療に要した実費が保険金額を限度として支払われる（実損払）ことが挙げられます。



デジタルテキスト 056

### ① 保険金が支払われる場合・支払われない主な場合

支払保険金ごとに、保険金が支払われる場合・支払われない主な場合について説明します。

なお、傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金および傷害治療費用保険金が支払われない主な場合は、普通傷害保険とほぼ同じ（P.030参照）ですが、海外旅行保険では、普通傷害保険で補償対象外としている「細菌性食中毒」および「ウイルス性食中毒」は、補償の対象となります。また、「暴動」および「地震、噴火またはこれらによる津波」も海外旅行保険では免責事由としていないため、補償の対象となります。



参考

#### 普通傷害保険、国内旅行傷害保険、海外旅行保険の相違点

○：補償する ×：補償しない

|          | 細菌性食中毒・<br>ウイルス性食中毒 | 地震、噴火または<br>これらによる津波 | 暴動 |
|----------|---------------------|----------------------|----|
| 普通傷害保険   | ×                   | ×                    | ×  |
| 国内旅行傷害保険 | ○                   | ×                    | ×  |
| 海外旅行保険   | ○                   | ○                    | ○  |

デジタルテキスト 057

# a. 傷害に関する保険金

## (a) 傷害死亡保険金

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保険金が支払われる場合    | 被保険者が、海外旅行行程中に急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、その直接の結果として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に傷害死亡保険金が支払われます。 <b>注1</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 支払保険金          | 上記保険金が支払われる場合の規定のほかは、普通傷害保険と同じです（P.033参照）。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 保険金が支払されない主な場合 | <p>次の事由によって生じた傷害死亡に対しては、傷害死亡保険金は支払われません。</p> <p>ア. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失<br/> イ. 傷害死亡保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失<br/> ただし、その者が傷害死亡保険金の一部の受取人である場合には、傷害死亡保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。</p> <p>ウ. 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為<br/> エ. 戦争、内乱等（テロ行為を除きます）<br/> オ. 核燃料物質等の放射性・爆発性等による事故<br/> カ. 無資格運転または道路交通法に定める酒気を帯びている状態での運転、もしくは麻薬等により正常な運転ができないおそれのある状態での運転<br/> キ. 脳疾患、疾病または心神喪失<br/> ク. 妊娠、出産、早産または流産<br/> ケ. 山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等その他これらに類する危険な運動等 <b>注2</b> 等</p> |

**注1** この保険金が支払われる原因となった傷害について、既に傷害後遺障害保険金が支払われているときは、その金額を控除して支払われます。

**注2** 山岳登山など危険な運動等による事故については、特約を付帯（セット）することで補償の対象とする商品の他、危険な運動を行っている間に被った傷害について、割増保険料の支払いがない場合に保険金を削減払いする商品もあります。

## (b) 傷害後遺障害保険金（後遺障害等級表型／後遺障害保険金支払区分表型）

|                |                                                                                                             |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保険金が支払われる場合    | 被保険者が、海外旅行行程中に急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、その直接の結果として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に傷害後遺障害保険金が支払われます。 |
| 支払保険金          | 上記保険金が支払われる場合の規定のほかは、普通傷害保険と同じです（P.034参照）。                                                                  |
| 保険金が支払されない主な場合 | 前記(a)の場合に加え、被保険者がむちうち症や腰痛その他の症状を訴えている場合で、それを裏付ける医学的他覚所見のないもの。<br>ただし、イは「傷害後遺障害保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失」となります。 |

デジタルテキスト 059

## (c) 傷害治療費用保険金

|                |                                                                                                                                                                                                 |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保険金が支払われる場合    | 被保険者が、海外旅行行程中に急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、その直接の結果として、治療を要した場合は、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に要した治療費用などが傷害治療費用保険金として支払われます。                                                                          |
| 支払保険金          | 被保険者が現実に支出した次の費用（社会通念上妥当な額とします）が、傷害治療費用保険金額の範囲内で支払われます。<br>ア．診療費用・入院関係の費用（診察費、薬剤費、入院費等）<br>イ．交通費、移送費、通訳雇入費<br>ウ．義手、義足の修理費<br>エ．諸雑費（通信費、身の回り品購入費）<br>オ．治療を受け、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合の旅行行程復帰費用・帰国費用 等 |
| 保険金が支払されない主な場合 | 前記(a)の場合に加え、被保険者がむちうち症や腰痛その他の症状を訴えている場合で、それを裏付ける医学的他覚所見のないもの。<br>ただし、イは「傷害治療費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失」となります。                                                                                     |

デジタルテキスト 060

## b. 疾病に関する保険金

### (a) 疾病死亡保険金

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>保険金が支払われる場合</p>    | <p>被保険者が疾病によって死亡し、その死亡が次のいずれかに該当した場合に疾病死亡保険金が支払われます。</p> <p>ア. 責任期間（保険期間中で、かつ海外旅行行程中のことをいいます。以下同じ）中に死亡した場合</p> <p>イ. 責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病した疾病（その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限り、ます）を直接の原因として、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合</p> <p>ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限り、ます。</p> <p>ウ. 責任期間中に感染した感染症 <b>▲注</b> を直接の原因として、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合</p> |
| <p>支払保険金</p>          | <p>疾病死亡保険金額の全額が支払われます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>保険金が支払われない主な場合</p> | <p>次の事由によって生じた疾病死亡に対しては疾病死亡保険金は支払われません。</p> <p>ア. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>イ. 疾病死亡保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失</p> <p>ただし、その者が疾病死亡保険金の一部の受取人である場合には、疾病死亡保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限り、ます。</p> <p>ウ. 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>エ. 戦争、内乱等（テロ行為を除きます）</p> <p>オ. 妊娠、出産、早産または流産</p> <p>カ. 歯科疾病 等</p>                                                                             |

**▲注** 感染症法に規定する一類感染症から四類感染症までの感染症をいいます。政令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症について補償対象としている商品もあります。

## (b) 疾病治療費用保険金

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保険金が支払われる場合    | <p>被保険者が次のいずれかに該当した場合は、治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した治療費用などが、疾病治療費用保険金として支払われます。</p> <p>ア. 責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病した疾病（その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限り）で、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始した場合</p> <p>イ. 責任期間中に感染した感染症 <b>▲注1</b> を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合</p>    |
| 支払保険金          | <p>被保険者が現実に支出した次の費用（社会通念上妥当な額とします）が、疾病治療費用保険金額の範囲内で支払われます。</p> <p>ア. 診療費用・入院関係の費用（診察費、薬剤費、入院費等）</p> <p>イ. 交通費、移送費、通訳雇入費</p> <p>ウ. 諸雑費（通信費、身の回り品購入費）</p> <p>エ. 治療を受け、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合の旅行行程復帰費用・帰国費用</p> <p>オ. 法令に基づき、公的機関により病原体に汚染された場所等の消毒を命じられたときに要する費用 等</p>         |
| 保険金が支払われない主な場合 | <p>前記(a)の場合と同じです。</p> <p>ただし、イは「疾病治療費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失」となります。</p> <p>また、前記に加え、以下についても、保険金が支払われません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者がむちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの</li> <li>・被保険者が被った傷害に起因する疾病の治療に要した費用 <b>▲注2</b> 等</li> </ul> |

**▲注1** 感染症法に規定する一類感染症から四類感染症までの感染症をいいます。政令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症について補償対象としている商品もあります。

**▲注2** 傷害治療費用保険金の支払対象となります。

### c. 旅行者の救助等に関する保険金

#### 救援者費用等保険金

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保険金が支払われる場合    | 被保険者が、一定の要件のもと、傷害・疾病等により死亡、または一定期間（3日など）以上入院した場合や、搭乗する航空機・船舶が行方不明になった場合等に、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した捜索救助費用等の費用が、救援者費用等保険金として支払われます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 支払保険金          | <p>保険契約者、被保険者およびその親族が現実に出した次の費用（社会通念上妥当な額とします）が、保険期間を通じ救援者費用等保険金額の範囲内で支払われます。</p> <p>ア. 捜索救助費用</p> <p>イ. 救援者の現地までの航空運賃等往復の交通費（救援者3名限度など） <b>▲注1</b></p> <p>ウ. 現地および現地までの往復行程における救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名分かつ1名につき14日分までなど)</p> <p>エ. 現地からの移送費 <b>▲注2</b> <b>▲注3</b></p> <p>オ. 遺体処理費用<br/>死亡した被保険者の火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体の処理費用（100万円限度など）</p> <p>カ. 諸雑費<br/>救援者の渡航手続費（旅券印紙代、査証料等）、現地での交通費、通信費等（合計20万円限度など） <b>▲注4</b></p> <p style="text-align: right;">等</p> |
| 保険金が支払われない主な場合 | <p>ア. 次のいずれかに該当する事由によって保険金を支払う場合のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、救援者費用等保険金は支払われません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</li> <li>・救援者費用等保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失</li> <li>・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 等</li> </ul> <p><b>▲注5</b></p> <p>上記以外は、傷害死亡保険金支払特約とほぼ同じです。</p> <p>イ. 被保険者がむちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものによって「入院した場合」に該当したことにより発生した費用に対しては、その症状の原因がいかなくとも救援者費用等保険金は支払われません。</p>                     |

**▲注6**

**▲注1** 現地とは、事故発生地、収容地または被保険者の勤務地のことをいいます。

**▲注2** 治療のため医師または職業看護師の付添いを要する場合、その費用を含みます。

ただし、不定期航空運送（貸切航空便による運送を含みます）のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限りま。

**▲注3** 払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害・疾病治療費用で支払われるべき金額は差し引かれます。

**▲注4** 入院治療に伴う諸雑費として、傷害・疾病治療費用で支払われるべき金額は差し引かれます。

**▲注5** 被保険者が責任期間中に自殺行為を行った場合で、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、救援者費用等保険金が支払われます。

**▲注6 疾病に関する応急治療・救援費用補償特約**

被保険者が旅行開始前に発病し、医師の治療を受けたことのある疾病を直接の原因として旅行行程中における症状の急激な悪化により、医師の治療を受けた場合、または、継続して一定期間（3日など）以上入院した場合に、治療救援費用補償特約等の保険金が支払われます。

## ② 主な特約

主な特約は次のとおりです。  注

|                   |                                                                                                                                                                                       |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 個人賠償責任特約          | 被保険者が海外旅行行程中に生じた偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の滅失、汚損もしくは損傷について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金が支払われます。                                                                                   |
| 携行品損害補償特約         | 被保険者が海外旅行行程中に携行する被保険者所有の身の回り品について、その旅行行程中に生じた偶然な事故（盗難、破損、火災など）によって被った損害に対して保険金が支払われます。                                                                                                |
| 航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約 | 航空機に預けた手荷物が、目的地到着から一定時間（6時間など）以内に到着しなかった場合、被保険者が負担した身の回り品購入費等に対して保険金が支払われます。                                                                                                          |
| 航空機遅延費用等補償特約      | 搭乗を予定していた航空機に生じた一定時間（6時間など）以上の出発遅延、欠航、運休および着陸地変更等により、被保険者が費用を負担することによって被った損害に対して、一定金額（2万円など）を限度に保険金が支払われます（費用とは、宿泊施設の客室料、交通費、食事代等をいいます）。                                              |
| 旅行変更費用補償特約        | 被保険者または被保険者の近親者の死亡、危篤または入院および被保険者の住居の火災等により一定金額（100万円など）以上の損害が発生した場合等で、出国を中止したときまたは旅行行程途中で帰国したときに、保険契約者、被保険者等が現実に出した費用（取消料、違約料等の名目で旅行業者に支払う費用および渡航手続費等）に対して、旅行変更費用保険金額を限度に保険金が支払われます。 |

 注 特約の名称、補償範囲、取扱方法等は、保険会社ごとに異なります。